破産手続廃止

平成２２年（フ）第５９４号
千葉県市川市大洲４丁目２番20号　コーポ中村102号、開始決定時の住所千葉県市川市新田１丁目12番11号
破産者　久保　　誠
1　決定年月日　平成23年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第２９６号
千葉市稲毛区長沼原町198番地１
破産者　有限会社ケーヨーチバ
1　決定年月日　平成23年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第２９７号
千葉市中央区宮崎町47番地１　ライオンズマンション蘇我２―511号
破産者　小崎　和茂
1　決定年月日　平成23年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第２９８号
千葉市中央区仁戸名町229番地
破産者　小崎　三男
1　決定年月日　平成23年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第８２７号
千葉県四街道市大日1036番地
破産者　有限会社山王工務店
1　決定年月日　平成23年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第５６７１号
大阪市西区靱本町１丁目13番10号
破産者　リヨン商事株式会社
1　決定年月日　平成23年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１２８号
千葉県船橋市高根台２丁目１番４棟102号
破産者　川崎　宣彦
1　決定年月日　平成23年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第９６２号
千葉市中央区東千葉２丁目28番10号　大町ガーデン401号、開始決定時の住所千葉市中央区葛城１丁目10番８号　葛城ハイム212号
破産者　高橋　雅彦
1　決定年月日　平成23年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１１６０号
千葉市若葉区貝塚町582番地５
破産者　株式会社鹿北ハウス
1　決定年月日　平成23年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１１６１号
千葉市中央区都町1264番地の２　都町リハイムＡ棟310号
破産者　佐藤　　寛
1　決定年月日　平成23年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１２０５号
千葉市若葉区多部田町755番地の14
破産者　武田貴美江
1　決定年月日　平成23年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１２３２号
千葉市稲毛区稲毛東３丁目３番７号　イーストハイム203号
破産者　長谷川まさ子
1　決定年月日　平成23年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１２９３号
東京都あきる野市野辺1076番地３
破産者　有限会社ていわ
1　決定年月日　平成23年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１２９４号
千葉県旭市イの552番地
破産者　加瀬　道雄
1　決定年月日　平成23年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第８１３号
大阪府泉佐野市長滝4046番地
破産者　木戸倉庫運輸株式会社
1　決定年月日　平成23年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第３８８号
兵庫県姫路市御国野町深志野1247―16、商業登記簿上の本店所在地兵庫県姫路市御国野町国分寺624番地２
破産者　有限会社シキトウ塗装
1　決定年月日　平成23年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１５号
兵庫県豊岡市江本388番地
破産者　有限会社松本鉄筋
1　決定年月日　平成23年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２２年（フ）第１８８号
松江市矢田町57番地２　矢田アパート２号棟218号室
破産者　飛田　耕作
1　決定年月日　平成23年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１０９４号
広島市安佐北区倉掛３丁目７番１号
破産者　有限会社利建工
1　決定年月日　平成23年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第７３８号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字巣子208番地88
破産者　有限会社仁
1　決定年月日　平成23年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第３５号
宮城県柴田郡村田町大字村田字小池336番18号
破産者　奥州マンナン工業株式会社
1　決定年月日　平成23年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所大河原支部